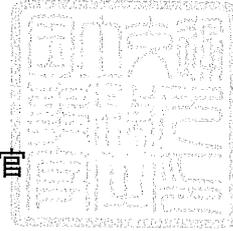




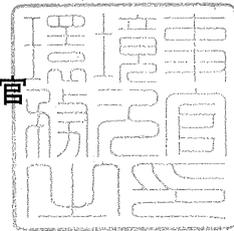
国 水 下 企 第 4 2 号
環 循 適 発 第 1708041 号
平 成 2 9 年 8 月 4 日

一般社団法人
日本建設業連合会 会長 殿

国土交通事務次官



環境事務次官



第 5 7 回「下水道の日」関連行事の実施について

下水道行政の推進につきましては、平素から格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、毎年 9 月 10 日は「下水道の日」として、下水道について国民の理解と協力を得ることを目的に、様々な啓発行事等が実施されてきております。

平成 29 年度においても、引き続き 9 月 10 日の「下水道の日」を中心に下水道の意義及び重要性を国民に普及、啓発するための各種行事を全国的に展開したいと考えておりますので、各位におかれましても、下記を参考に行事の実施等について格別の御尽力を賜りますようお願いいたします。

記

1. 名 称 下水道の日
2. 期 日 平成 29 年 9 月 10 日（当日を中心として 1 週間程度）

3. 趣 旨

下水道は、住民に安全で快適な生活を確保し、河川、湖沼、海域等の公共用水域の水質汚濁防止のための重要な役割を果たすとともに、良好な水環境を創造するために必要不可欠な生活基盤施設であり、国民の理解のもと、これまでその整備を推進してきたところです。

今後は、下水道のインフラとしての機能を適切にマネジメントしながら、下水道の有するストックや処理水・汚泥等の資源を効果的に活用することで、健全で恵み豊かな環境を保全し、国民1人1人の安全・安心な暮らしを守り、活力・魅力ある地域社会の実現に貢献していくことが必要です。

こうした中、毎年、「下水道の日」である9月10日を中心に、下水道について国民の理解と協力を得ることを目的として様々な啓発行事等を実施してきたところですが、平成29年度においても引き続き、「下水道の日」に関する各種行事を全国的に展開し、下水道の意義及び重要性を国民に普及、啓発するものです。

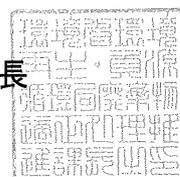
国水下企第43号
環循適発第1708042号
平成29年8月4日

一般社団法人
日本建設業連合会 会長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局
下水道部下水道企画課長



環境省 環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課長



第57回「下水道の日」関連行事の実施について

標記については、別途、国土交通事務次官、環境事務次官より通知したところでありますが、第57回「下水道の日」を中心とする各種行事の展開については、別添の実施要綱により実施したいので、積極的な活動をお願いいたします。

第57回「下水道の日」実施要綱

1. 名 称 下水道の日

2. 期 日 平成29年9月10日（当日を中心として1週間）

3. 趣 旨

下水道は、住民に安全で快適な生活を確保し、河川、湖沼、海域等の公共用水域の水質汚濁防止のための重要な役割を果たすとともに、良好な水環境を創造するために必要不可欠な生活基盤施設であり、国民の理解のもと、これまでその整備を推進してきたところである。

今後は、下水道のインフラとしての機能を適切にマネジメントしながら、下水道の有するストックや処理水・汚泥等の資源を効果的に活用することで、健全で恵み豊かな環境を保全し、国民1人1人の安全・安心な暮らしを守り、活力・魅力ある地域社会の実現に貢献していくことが必要である。

こうした中、毎年、「下水道の日」である9月10日を中心に、下水道について国民の理解と協力を得ることを目的として様々な啓発行事等を実施してきたところであるが、平成29年度においても引き続き、「下水道の日」に関する各種行事を全国的に展開し、下水道の意義及び重要性を国民に普及、啓発するものである。

4. 実施機関

主 唱 国土交通省、環境省、都道府県、市町村、日本下水道事業団

協 賛 公益社団法人 日本下水道協会
一般社団法人 日本建設業連合会
一般社団法人 建設広報協会
一般社団法人 日本下水道施設業協会
一般社団法人 全国上下水道コンサルタント協会
一般社団法人 日本下水道施設管理業協会
公益社団法人 日本推進技術協会
公益社団法人 日本下水道管路管理業協会
一般社団法人 日本下水道光ファイバー技術協会
一般財団法人 下水道事業支援センター
公益財団法人 日本下水道新技術機構

5. 運動の目標

主な運動の目標は、次のとおりとする。

- ・下水道に対する理解の促進
- ・下水道の普及促進
- ・排水設備及び水洗便所の普及促進

- ・ 除害施設の設置促進
- ・ 下水道施設の適正な維持管理の促進
- ・ 下水道施設・資源の有効利用の促進

6. 推進標語 下水道 水が自然に かえる道

7. 実施方法

平成29年9月10日を中心として、約1週間にわたり次のとおり実施するものとする。

・ 国土交通省及び環境省

- イ. 関係諸団体と連携を密にした、本運動の全国的な推進
- ロ. 報道機関等の協力のもと、本運動の目標達成のための広報活動を推進

・ 都道府県

それぞれの実情に応じた実施計画を作成し、本運動の推進を図るものとし、おおむね次に掲げるような事項を行う。

- イ. 報道機関等の協力のもと、本運動の目標達成のための広報活動を推進
- ロ. 市町村の行う運動の支援
- ハ. 下水道事業の効果の発信
- ニ. 下水処理場等の施設の一般開放
- ホ. 下水道施設・資源の有効利用の促進

・ 市町村

それぞれの実情に応じた実施計画を作成し、本運動の推進を図るものとし、おおむね次に掲げるような事項を行う。

- イ. 報道機関等の協力のもと、本運動の目標達成のための広報活動を推進
- ロ. 下水道事業の効果の発信
- ハ. 女性や親子を対象とした行事の開催
- ニ. 下水処理場等の施設の一般開放
- ホ. 展示会、出前授業等の開催
- ヘ. 排水設備及び水洗便所の設置の奨励
- ト. 除害施設の設置の促進
- チ. 下水道施設・資源の有効利用の促進

8. この運動に要する経費は各実施機関の負担とする。